令和８年（フ）第１７７１号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番４―503号
破産者　針生　怜奈
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０６号
大阪府箕面市箕面５丁目２番５号（Ａ号）ラポール箕面
破産者　薮田光一郎
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５１号
大阪市西区九条南２丁目２番14号３Ａ
破産者　スナックリーフこと　比嘉　芳江
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２７号
大阪府吹田市西御旅町１番19号
破産者　山城亜美沙
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６６０号
広島市安佐南区祇園７丁目22番24―202号　シティハイツ西本Ｂ
破産者　松岡　　徹
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９１号
山口県下関市貴船町３丁目10番46号
破産者　たむら愛石園こと　田村　政直
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３１８号
徳島県徳島市南昭和町４丁目90番地の６　上田ビル　203号
破産者　吉本　順子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７９号
大分県中津市大字下宮永119番地１、開始決定時の住所大分県中津市大字大塚732番地10
破産者　岩倉　浩太
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７５号
宮崎市大字郡司分乙919番地１
破産者　德丸　　晃
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２２号
熊本市西区池田１丁目32番19号　レジェンド203号
破産者　益田隆一郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３２８号
熊本県菊池郡菊陽町新山１丁目10番21号
破産者　渡邊　翔太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６７号
熊本市中央区上通町11番14―501号　エクシーマンション
破産者　荒木　勝幸
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
熊本市中央区上水前寺２丁目１番41号
破産者　本田　　博
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５２号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1798番地１
破産者　田上　正美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９１号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森1878番地１
破産者　和田　一洋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５２号
沖縄県うるま市字豊原663番地12　ワンピースⅢ　３―Ｄ
破産者　名嘉眞愛夢
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第７３８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1457号
破産者　高橋工業こと　高橋　佑也
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―601号
破産者　川内　大輔
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６号
兵庫県西宮市山口町上山口784番地　リッツジュン303号
破産者　植田　広志
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係